**令和３年度　佐賀県私立学校情報発信事業業務委託仕様書**

　この仕様書は、佐賀県私立中学高等学校協会（以下、「協会」という。）が行う令和３年度佐賀県私立学校情報発信事業の業務委託を行うにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定める。

１　業務名

令和３年度佐賀県私立学校情報発信事業業務

２　目的

　　佐賀県内の私立高等学校の情報を、令和4年4月入学の受験生及びその保護者（以下、「対象者」という。）等に分かりやすく伝えることにより、その認知度の向上を図り、もって入学者の維持・増加に寄与することを目的とする。

３　委託期間

　　契約日から令和4年2月28日まで

４　業務内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 仕　　様 | 期　間 |
| (1)ＷＥＢ広告の実施 | ①対象者が多く利用する検索エンジンやＳＮＳなど新たなツールを活用して、ターゲットを絞り込んだWEB広告を掲載する。  ②県内私立高等学校に興味を持ち、協会ホームページ等から情報を入手することを促進させる。  ③特に前期はオープンキャンパスへの参加、後期は入試情報の取得につながる内容とする。  ④媒体ごとのアクセス数等、効果測定を行う。  ⑤ユーチューブ上では(2)によるテレビ番組の動画を掲載する。 | 前期は7～8月、後期は11月を中心に、それぞれ2か月間以上 |
| (2)テレビ放送の実施 | ①テレビ番組用の動画を撮影・編集し、地元テレビ局においてテレビ番組を放送する。  《参考》昨年度の例  　・原則毎週土曜日11時～11時15分  　・1回の放送（15分）で3校を紹介  ②毎週定時に放送する。ただし、特別の事情がある場合は、同じタイムランクで振り替えて放送する。  ③番組放送のほか、番組宣伝CMなど番組視聴につながる提案を行う。 | 8～10月を中心に3か月間以上 |
| (3)新聞広告の実施 | ①オープンキャンパスに関する新聞広告を佐賀県PTA新聞上で実施する。  ②入試日程に関する新聞広告を佐賀県PTA新聞上で実施する。 | ①6・7月号  ②8・9月号及び  10・11月号 |
| (4)学校案内パンフレットの作成 | ①全体の構成、掲載する内容等の一切を企画し、学校案内パンフレット（1,000部）を制作する。  ②私立学校の魅力や各学校の取組、行政の支援などが容易に理解できるような内容、レイアウトにする。内容、レイアウトについては、協会の承認を受けるものとする。  ③掲載する写真は当協会が提供するものを使用する。  ④作成したパンプレットを県内の小学6年生の学級及び中学3年生の学級（計500学級程度）に配送する。  《参考》昨年度の例  ・サイズ等：A5版、32ページ（表紙を含む。）  　　　　　　　4色刷りカラー・両面印刷  　　　　　　　コート90K、中綴じ | 9月頃 |
| (5)その他 | ①就学支援金制度や入学金補助制度など、保護者負担軽減制度などを対象者に分かりやすく伝える業務を提案する。  ②全ての業務において、令和元年度に作成したキャラクターを使用し、事業の連続性を維持する。 |  |

５　予算額

　　9,740千円（税込）以内

６　再委託の制限等

受託者は、本業務の全を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に書面により再委託の内容、再委託先等、必要事項を協会に報告し、承諾を得なければならない。

７　成果物

　　受託者は、本委託業務に係る次の成果物各1部を期限までに納入する。

（１）実績報告書

（２）本業務において作成した資料等

（３）その他、協会と受託者が合意して成果物として提出するもの

８　その他の留意事項

（１）業務委託企画コンペ

　　　本委託業務は、別添「令和３年度　佐賀県私立学校情報発信事業業務委託コンペ実施要領」に基づき受託者を選定し、実施する。

（２）著作権等

　　　本委託業務により新たに生じた著作権等は本協会に帰属する。

また、著作権等に関わるものを採用使用する場合には、受託者は協会と協議を行ない、指示を受けるものとすること。

（３）個人情報の保護

　　　受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することの無いように努める。

（４）暴力団排除

　　　受託者は、佐賀県暴力団排除条例（平成23年10月3日佐賀県条例第28号）の基本理念に則り、暴力団の排除に努めること。

（５）その他

本委託契約を実施する上で新たに発生した事項については、本協会と受託者が協議して定める。